

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

a. 企業間の連携(オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援 等)

- ・外部の制作パートナーや専門クリエイターとの協働体制を整え、SNSマーケティング領域における多様な価値創出を推進します。
- ・SNS活用を通じて企業・医療機関・店舗等の認知向上を後押しし、相互送客・共同キャンペーンなど、領域を超えた連携機会の創出に貢献します。

b. IT実装支援(共通EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援 等)

- ・SNS運用に必要なアカウント管理体制や安全な運用フローの構築を支援し、セキュリティリスクを軽減したデジタル活用を促進します。
- ・アナリティクスを活用したデータ分析・改善提案を通じ、取引企業のSNS活用力・デジタルマーケティング力の向上を継続的に支援します。
- ・コンテンツ運用に必要なクラウド環境の設定や、オンラインでの制作共有体制の整備を後押しし、効率化と再現性の高いIT活用を支援します。

e. 健康経営に関する取組(健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施 等)

- ・“社会を笑顔で、ヘルシーに”という理念に基づき、医療・健康情報を扱う企業との連携を通じ、正確でわかりやすい健康啓発コンテンツの発信をサポートします。
- ・従業員が心身ともに働きやすい環境を整えるため、柔軟な働き方や業務効率化ツールの導入を進め、社内の健康保持・増進に取り組みます。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行(受託中小企業振興法に基づく「振興基準」)を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。

3. その他(任意記載)

当社は、取引先との信頼関係を基盤とした持続的な取引を重視し、サプライチェーン全体の共存共栄に資する情報発信・コミュニケーションに取り組みます。

また、デジタルマーケティング支援において得られた知見を活用し、取引先企業の認知向上や事業成長につながる施策を積極的に提案することで、サプライチェーン全体の価値向上に寄与してまいります。

2026年1月8日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

株式会社ビー・ヘルシー
企 業 名

代表取締役 柴田 章矢
役職・氏名(代表権を有する者)

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。